

(5) 特定盛土等規制区域の指定（法第26条第1項）			○						
(6) 造成宅地防災区域の指定及び当該指定の解除（法第45条第1項及び第2項）			○						
(7) (1)から(6)までの事項以外の法に関すること。				○					

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第566号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町十川字ハギ高953番1から 高岡郡四万十町十川字女郎池959番1まで	前	8.9 } 27.3	261
	後	13.5 } 29.5	261

高知県告示第567号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小深浦字老町五反地388番1から 宿毛市小深浦字老町五反地389番2まで	前	12.8 } 14.8	26
	後	13.4 } 26	26

		31.3	
--	--	------	--

高知県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年8月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡本大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町馬荷字 下モ石ガ谷329番1 から 幡多郡黒潮町馬荷字 松ノ本山3944番まで	前	4.4 }	138
	後	9.2 }	138
		51.9	

高知県告示第569号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 山元 文明

(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 小林 達司

- 2 変更年月日

令和5年6月29日

高知県告示第570号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第16条の規定により証紙交付機関の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第14条第6項において読み替えて準用する

同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 証紙交付機関の主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 山元 文明

(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社四国銀行
取締役頭取 小林 達司

- 2 証紙交付場所の所在地及び名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号
株式会社四国銀行県庁支店

- 3 変更年月日

令和5年6月29日

高知県告示第571号

平成18年3月高知県告示第214号の2（高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 中「高知市南はりまや町一丁目1-1」を「高知市南はりまや町一丁目1番1号」に、「山元 文明」を「小林 達司」に改める。

- 2 中「高知市丸ノ内一丁目2-20」を「高知市丸ノ内一丁目2番20号」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏 名 住 所

(退任)

- 理事 澤本 幸茂 高知市高須砂地275番地
- 〃 小松 孝明 〃 高須新町二丁目11番18号
- 〃 坂本 和幸 〃 高須砂地270番地
- 〃 澤本 和男 〃 〃 197番地
- 〃 田中 宏明 〃 高須本町2番46号
- 〃 小松 雅彦 〃 高須新町二丁目14番20号
- 〃 田中 健一 〃 高須新木6番43号
- 〃 松田 健史 〃 南金田2番24号

- 〃 小松 茂夫 〃 高須新町二丁目13番18号
- 〃 高橋 康範 〃 高須新木2番32号
- 〃 徳久 徳 〃 大津乙2241番地
- 〃 隅田 憲司 〃 〃 2353番地1
- 〃 徳弘 治市 〃 〃 2077番地
- 監事 澤本 義博 〃 高須砂地268番地
- 〃 小松 秀和 〃 高須本町4番37号
- 〃 徳弘 雄一 〃 大津乙2288番地2

(就任)

- 理事 澤本 幸茂 高知市高須砂地275番地
- 〃 小松 孝明 〃 高須新町二丁目11番18号
- 〃 坂本 和幸 〃 高須砂地270番地
- 〃 澤本 義博 〃 〃 268番地
- 〃 高橋 康範 〃 高須新木2番32号
- 〃 宗圓 哲 〃 〃 3番40号
- 〃 澤村由美子 〃 春野町南ヶ丘一丁目4番地3
- 〃 田中 宏明 〃 高須本町2番46号
- 〃 小松 雅彦 〃 高須新町二丁目14番20号
- 〃 小松 茂夫 〃 〃 13番18号
- 〃 隅田 憲司 〃 大津乙2353番地1
- 〃 下村 知佳 〃 〃 2228番地
- 〃 西川 博文 〃 〃 2323番地
- 監事 小松 秀和 〃 高須本町4番37号
- 〃 島崎 剛 〃 大津乙2108番地
- 〃 高橋 尚裕 〃 福井町1474番地2

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年8月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム基本設計委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
22,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため